

## 次期長野県教育振興基本計画の策定について

教育政策課

## 1 策定の趣旨

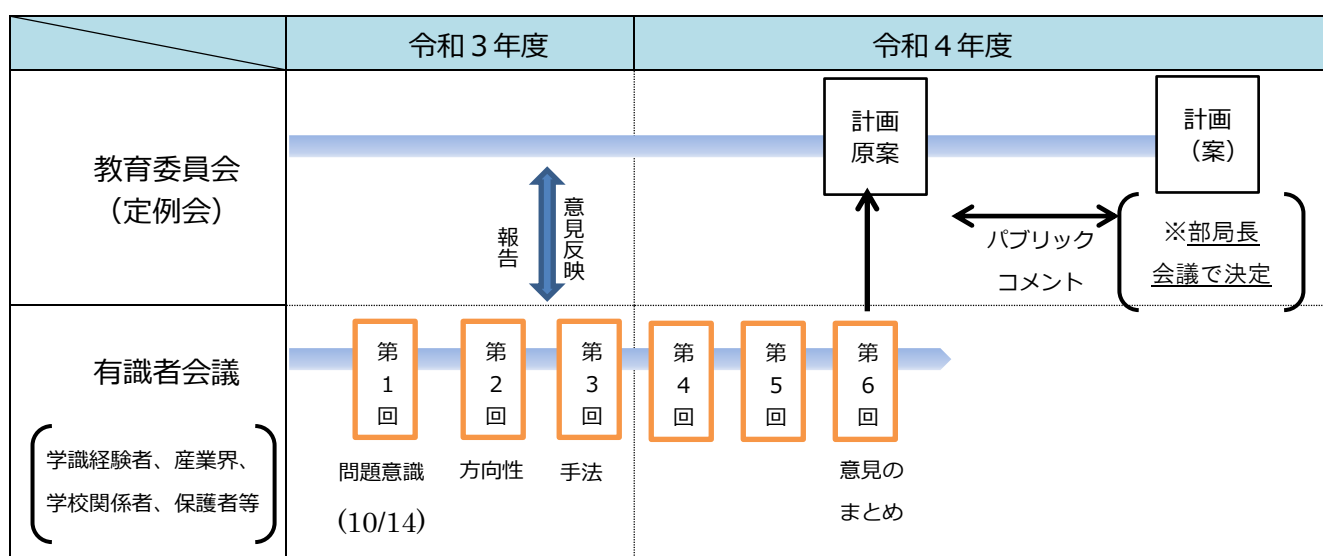
現行の第3次長野県教育振興基本計画の計画期間が令和4年度末で終了することから、現行計画策定後に生じた、社会変化に対応し、今後の長野県教育の方向性を明らかにするため、新たな長野県教育振興基本計画を策定する。

## 2 計画期間 令和5年度～令和9年度

## 3 策定に係る意見聴取の手法

- (1) これからの長野県教育を考える有識者懇談会  
学識経験者、産業界、学校関係者、保護者等から意見を聴取し、計画策定の参考とする。
- (2) 総合教育会議
- (3) 懇談会  
市町村教育委員会との懇談会、市町村長との意見交換、政策対話等
- (4) パブリックコメント

## 4 計画策定の進め方（案）



## 【参 考】

## 【教育基本法】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。